

社会福祉法人 松風会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条第1項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員の報酬は、評議員会等への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職を兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の賃金規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に定める1人当たりの日額の範囲内とする。
- (2) 通勤手当の額は、賃金規程によるものとする。

3 非常勤役員の報酬は、理事会等本会業務への出席の都度、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職を兼職する非常勤役員には、支給しない。

4 役員に対して、各年度の総額が別表3の額を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

5 各年度における役員の報酬等は、別表3に定める金額の範囲内とする。

（報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第2号による評議員、役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とし、別表4に基づき算出するものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長決定により、定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年8月14日より適用する

平成28年6月1日改定

平成29年1月24日改定

平成30年11月2日改定

令和元年11月7日改定